

## 勧告等措置区分（台風等対策）（令和4年4月12日現在）

### 姫路港（八木港を含む）、相生港、赤穂港

#### 「第一体制」の措置内容

- 1 各船舶は台風の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。  
小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行なうこと。
- 2 関係先との連絡手段を確保すること。
- 3 国際VHF(ch16)を常時聴守すること。
- 4 当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。
- 5 AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。

#### 「第二体制」の措置内容

- 1 総トン数 1,000トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。
- 2 総トン数 1 万トン以上の船舶は、原則として港外へ避難すること。
- 3 総トン数 1 万トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、台風等の動向、避難完了までに要する時間を勘案の上、時期を失することがないように安全な場所に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 4 小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備（流出防止措置）を行うこと。
- 5 修繕中の船舶等は、係留の強化、保船要員の確保等保船に万全に措置をとること。
- 6 工事作業船等は、作業を中止し安全な場所へ避難すること。
- 7 国際VHF(ch16)を常時聴守すること。
- 8 当直者（船橋当直、無線当直等）を配置すること。
- 9 AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。